

## 1 月 農 地 部 会 議 事 録

と き 平成 28 年 1 月 12 日 (火) 午後 1 時 30 分  
農政部会終了後  
ところ 八戸市庁別館 2 階 会議室 C

### 出席した委員

1 番 齋藤正人、2 番 明戸政勝、3 番 和泉俊雄、4 番 清川新一、5 番 三浦豊、  
6 番 松橋剛志、7 番 川畑修一、8 番 村上仁、9 番 赤坂英夫、10 番 西野茂雄、  
11 番 前澤時廣、13 番 石橋充志、14 番 谷地秀典、16 番 三浦慶一、17 番 坂下彌一、  
19 番 籠田悦子

### 欠席した委員

12 番 上野正雄、15 番 大沢俊幸、18 番 下館敏、

### 職務のため出席した職員

事務局長 上村智貞、事務局次長(農政 G L 事務取扱) 畑内俊一、農地 G L 寺沢智幸

主幹 大里知矢、主事 田中雄太

部会長	<p>只今から農地部会を開会致します。</p> <p>出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立致します。</p> <p>本日の議事につきましては、お手元にお配りしております議事日程により、議事を進めます。</p> <p>なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願い致します。</p>
日程第1 部会長	<p>日程第1、議事録署名者の指名を行います。</p> <p>お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名致したいと存じますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
部会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは本職から指名致します。</p> <p>議事録署名者に、3番 和泉俊雄委員、4番 清川新一委員、両氏を指名致します。</p>
日程第2 部会長	<p>次に、日程第2、議案第1号、平成27年度第10号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題と致します。</p> <p>それでは、事務局から説明願います。</p>
田中主事	<p>事務局の田中から、議案第1号「平成27年度第10号八戸市農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。資料1ページをご覧ください。</p> <p>今回の利用権設定件数は賃貸借7件となっております。</p> <p>借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手4人、貸し手7人で、利用権設定面積は24,486㎡でございます。</p> <p>借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。</p>
利用集積1番	<p>番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間30,000円でございます。</p>
利用集積2番～ 利用集積5番	<p>番号2番、番号3番、番号4番、番号5番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、いずれもながいも、ごぼうを作付けするために6年1か月間賃貸借するものでございます。賃借料につきましては、番号2番、番号3番が総額年間10,000円、番号4番が総額年間25,000円、番号5番が総額年間15,000円でございます。</p> <p>資料2ページをご覧ください。</p>
利用集積6番	<p>番号6番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3年間賃貸借す</p>

利用集積 7 番

るもので、賃借料につきましては、水利費でございます。

番号 7 番、こちらはちょうど次のページの農用地利用配分計画の番号 1 番と関連する案件となっております。あおもり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。利用権の種類及び内容は、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 3,000 円でございます。

公告年月日は、平成 28 年 1 月 18 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

部会長

只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 3  
部会長

次に、日程第 3、議案第 2 号、農用地利用配分計画案に対する意見についてを議題と致します。

それでは、事務局から説明願います。

田中主事

事務局の田中から、議案第 2 号「農用地利用配分計画案に対する意見について」をご説明いたします。

本案は、部会で初めてご審議いただく議案となりますので、議案の説明に先立ちまして農用地利用配分計画案に対するこれまでの状況と、今後の対応等についてご説明いたします。資料の冊子とは別にお配りしております、「議案第 2 号農用地利用配分計画案に対する意見について」と、書かれております別紙資料をご覧ください。

1 ページ目をご覧ください。

まず、1. これまでの状況をご説明いたします。左下に掲載されております農地中間管理機構経由の貸借の流れを表した図も、合わせてご覧ください。

①農地中間管理機構が一旦借り受けた農地を転貸する場合は、「農用地利用配分計画」を定めることになっており、また、市町村が農用地利用配分計画案を作成するにあたり「必要があると認めるときは農業委員会へ意見を聴く」ことになっております。

この利用配分計画の内容は、下の図では色で塗りつぶされております、転貸と書かれた矢印、利用配分計画（県公告）と書かれた四角の部分となります。

②「農業委員会へ聴くこと」の内容は、農地の地番、地積、所有者の氏名、賃貸借の有無等の確認という基礎的内容とされていたことから、これまで改めて農業委員会へ意見を聴くという事務は行われておりませんでした。

③しかしながら、農地の出し手が農地中間管理機構へ貸すときは農用地利用集積計画の議案により農地部会で内容を確認できるものの、利用配分計画は部会に諮ら

れることが無いため、農地中間管理機構からの転貸先を、委員会では知り得る状況にないという問題点がございました。

そのため、2. 今後の対応といたしまして、今月より利用配分計画案を作成するタイミングで、①部会で「農地中間管理機構が誰に貸すか」の説明の機会を設けるために、全ての事案について市長事務局（農業経営振興センター）から農業委員会へ意見を聴いてもらうことといたします。

②意見を聴かれた場合は部会の議案として提案し、部会では「利用集積計画」の議案の次に「利用配分計画」の議案を説明することといたします。

次に、これまでの利用配分計画の実績をご報告いたします。

平成 26 年度が 2 件で 11,995 m<sup>2</sup>、平成 27 年は 12 月末現在で 35 件 238,385 m<sup>2</sup>となっております。

資料の 2 ページをご覧ください。

こちらには実績の内訳といたしまして、資料 2 ページに平成 26 年度の実績、資料 3 ページから 5 ページには平成 27 年度の実績を、一覧で掲載しております。それでは、資料 2 ページの No. 1 を例としまして、一覧の見方をご説明いたします。上段部分は利用集積計画で、網掛けしております下段部分は利用配分計画となっております。貸人が 2 筆をあおり農林業支援センターへ貸すこととし、平成 26 年の 12 月部会にかけ市が公告しております。その後あおり農林業支援センターが借人へ転貸することとし、平成 27 年 1 月に県が公告をして、約 10 年間の貸借をしているものでございます。

こちらの一覧につきましては、後ほどご覧ください。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料に戻っていただき、資料 3 ページをご覧ください。

今回の利用権設定件数は賃貸借 1 件、借り手の人数は 1 人で、利用権設定面積は 14,475 m<sup>2</sup>でございます。

左側の利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の名前を掲載しております。

貸し手は、農地中間管理機構である公益社団法人あおり農林業支援センターですが、右側には元々の土地所有者がわかるように、農地中間管理機構に利用権を設定した者を掲載しております。

その他利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

番号 1 番、こちらはちょうど前のページの農用地利用集積計画の番号 7 番と関連する案件となっております。番号 7 番の貸し手から、農地中間管理機構である公益社団法人あおり農林業支援センターを経由して、資料 3 ページの番号 1 番の借り手へ貸付けることになるものです。

利用権の種類及び内容は、牧草を作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 3,000 円でございます。借り手の決定理由につきましては、借り手の耕作地が、利用権を設定する土地に隣接しているためでございます。

については、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。

以上、説明を終わります。

部会長

只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第4  
部会長

次に、日程第4、議案第3号、南郷農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題と致します。

それでは、事務局から説明願います。

大里主幹

八戸市長から協議のあった、「南郷農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」事務局、大里からご説明いたします。

資料の5ページをお開き願います。

変更内容は農用地編入1件でございます。

資料の6ページと合わせてご覧ください。

番号1番、申請者及び編入申請地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。申請理由は中山間地域等直接支払制度取組でございます。当該地は中山間地域にある田で水稻を作付けしておりますが、中山間地域等直接支払制度に取り組むことにより、多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、多面的機能の維持・増進を図り今後も継続して農地として利用が見込まれるものでございます。

以上、議案書、記載意見案のとおり八戸市長へ回答してよろしいか、ご検討お願い致します。

部会長

只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第5  
部会長

次に、日程第5、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

大里主幹

事務局の大里から、ご報告いたします。

この案件は、相続等届出の12月分でございます。資料の7ページをお開き願います。

権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料7ページ番号133番から資料14ページ番号151番までの計19件となっております。権利取得事由は何れも相続でございます。また取得した権利の種類は何れも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、希望なしとなっております。

何れも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

部会長

只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑なしと認めます。

日程第6

日程第7

部会長

次に、日程第6、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第7、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

大里主幹

事務局の大里からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の12月分でございます。

まず、4条からご報告申し上げます。資料の15ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条届出 66番

番号 66番 転用目的は宅地拡張でございます。

4条届出 67番

番号 67番 転用目的は公衆用道路でございます。

4条届出 68番

番号 68番 転用目的は集合住宅1棟建築でございます。

16ページをお開き願います。

4条届出 69番

番号 69番 転用目的は敷地拡張でございます。

4条届出 70番

番号 70番 転用目的は共同住宅1棟建築でございます。

続きまして、5条につきましてご報告申し上げます。17ページをお開き願います。

譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、ならびに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条届出 192番

番号 192番 転用目的は通路でございます。

5条届出 193番、194番

番号 193番、194番 転用目的は住宅1棟建築でございます。

18ページをお開き願います。

5条届出195番、196番 5条届出197番	番号195番、196番 転用目的は住宅1棟建築でございます。 番号197番 転用目的は児童福祉施設1棟建築でございます。 19ページをご覧ください。
5条届出198番～200番	番号198番、199番、200番 転用目的は店舗1棟、物置1棟建築でございます。 20ページをお開き願います。
5条届出201番 5条届出202番、203番	番号201番 転用目的は店舗1棟、物置1棟建築でございます。 番号202番、203番 転用目的は住宅1棟建築でございます。 21ページをご覧ください。
5条届出204番 5条届出205番 5条届出206番	番号204番 転用目的は住宅1棟建築でございます。 番号205番 転用目的は駐車場でございます。 番号206番 転用目的は住宅1棟建築でございます。 22ページをお開き願います。
5条届出207番	番号207番 転用目的は携帯電話無線基地局建設の為の資材置場及び仮設事務所、 仮設トイレ設置です。
5条届出208番～209番	番号208番、209番 転用目的は住宅1棟建築でございます。 23ページをご覧ください。
5条届出210番～212番	番号210番、211番、212番 転用目的は住宅1棟建築でございます。 24ページをお開き願います。
5条届出213番～215番	番号213番、214番、215番 転用目的は住宅1棟建築でございます。 いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。以上、報告を終わります。
部会長	只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。  (なしの声あり)
部会長	ご質疑なしと認めます。
日程第8 部会長	次に、日程第8、議案第4号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを 議題と致します。 事務局から報告願います。
大里主幹	事務局の大里から、ご報告致します。 資料の25ページをご覧ください。 届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
合意解約1番～2番	番号1番、2番につきましては、農業経営基盤強化促進法貸借に係る合意解約 で、補償等は無しとなっております。
合意解約3番	番号3番につきましては、農地法第3条貸借に係る合意解約で、補償等は無し となっております。

合意解約 4 番 次ページをお開き願います。  
番号 4 番につきましては、農地法第 3 条賃貸借に係る合意解約で、補償等は無し  
となっております。  
通知年月日は、いずれも平成 28 年 1 月 15 日を予定しております。  
以上、報告を終わります。

部会長 只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

部会長 ご質疑なしと認めます。

部会長 以上をもちまして、本日の議案の審査は全て終了致しましたので、農地部会を閉  
会致します。

(閉会 15 時 35 分)